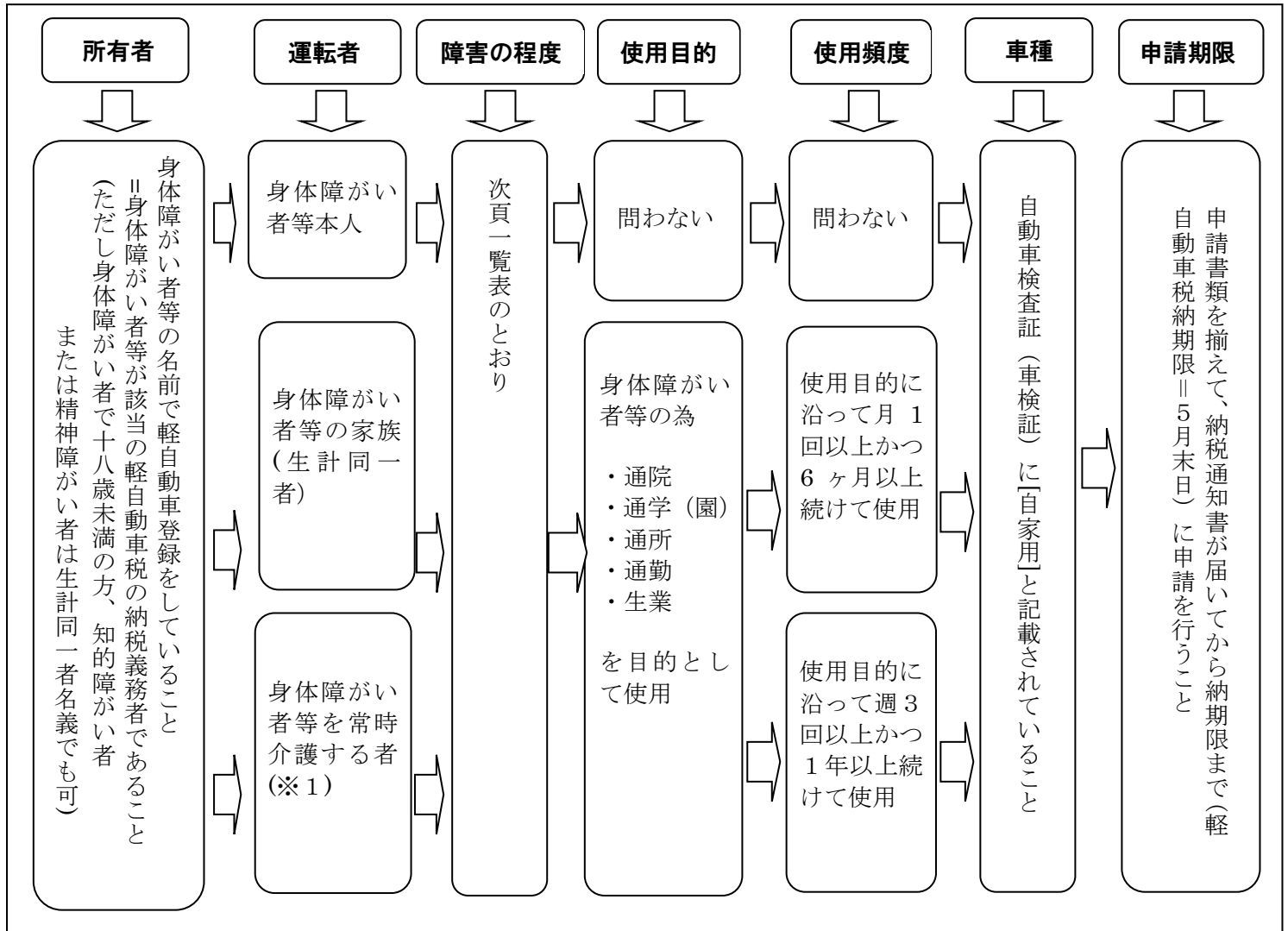


# 身体障がい者等の方に対する軽自動車税の減免について

## 減免を受けることができる範囲

一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者および精神障がい者の方（以下「身体障がい者等」と省略します）が日常生活を営む上で不可欠な軽自動車等について軽自動車税の減免を実施しています。

## ◎減免を受けることができる方



注：1. 減免の申請は毎年必要になります。また期間内に申請しないと減免できません。

2. 減免を受けることができるのは1人の身体障がい者等につき1台で、県税の普通自動車税の減免を受けている方は対象になりません。

3. 軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。身体障がい者等または生計同一者が、軽自動車を4月1日以後に新規・移転・変更登録により取得された場合は、減免を受ける軽自動車税は翌年度分からとなります。

（※1）常時介護する者とは・・・身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する方をいいます

## ★身体障がい者等対象障害一覧表★

### 1. 身体障がい者の方(身体障害者手帳の交付を受けている方)

障 害 の 区 分	障 害 の 級 別		
	本 人 運 転	生計同一者(常時介護者)運転	
視覚障害	1級～4級	左に同じ	
聴覚障害	2級および3級	左に同じ	
平衡機能障害	3級	左に同じ	
音声機能障害 (咽頭摘出による音声機能障害があるものに限る)	3級	左に同じ	
上肢不自由	1級および2級	左に同じ	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級	
乳幼時期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級(1上肢にのみは除く)	左に同じ
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障害	1級および3級	左に同じ	
じん臓機能障害	1級および3級	左に同じ	
呼吸器機能障害	1級および3級	左に同じ	
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級および3級	左に同じ	
小腸機能障害	1級および3級	左に同じ	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	左に同じ	
肝臓機能障害	1級～3級	左に同じ	

※障害の区分が複合している場合、障害の区分ごとの障害等級により判断します。

### 2. 知的障がい者の方(療育手帳の交付を受けている方)

知的障害者	障害の程度(総合判定)が「A(重度)」と表示されているもの
-------	-------------------------------

### 3. 精神障がい者の方(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)

精神障害者	障害の程度が「1級」の方
-------	--------------

#### 4. 戦傷病者の方(戦傷病者手帳の交付を受けている方)

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者(常時介護者)運転
視覚障害	特別項症～第4項症	左に同じ
聴覚障害	特別項症～第4項症	左に同じ
平衡機能障害	特別項症～第4項症	左に同じ
音声機能障害 (喉頭摘出による音声機能障害があるものに限る)	特別項症～第2項症	左に同じ
上肢不自由	特別項症～第3項症	左に同じ
下肢不自由	特別項症～第6項症および 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由	特別項症～第6項症および 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓機能障害	特別項症～第3項症	左に同じ
じん臓機能障害	特別項症～第3項症	左に同じ
呼吸機能障害	特別項症～第3項症	左に同じ
ぼうこうまたは直腸の機能障害	特別項症～第3項症	左に同じ
小腸機能障害	特別項症～第3項症	左に同じ

## 申請に必要な書類

### 《新規申請の場合》

下記の表のとおり必要書類を揃えて申請してください。

### 《継続申請の場合》

昨年度に軽自動車税の減免決定を受け、決定した時の申請内容に変更がない場合は、軽自動車税減免申請書（様式第3号）の提出のみで申請することができます。

ただし、申請内容に変更がある場合は、下記の表のとおり必要書類を揃えて申請してください。

※申請内容とは、障害の程度・車両・運転者・納税義務者等についてです。

所有・運転形態 必要書類等	所有者の 形態	身体障がい者等本人				身体障がい者等の家族	
	運転者の 形態	本人	家族(同居)	家族(別居)	介護者	家族(同居)	家族(別居)
ア. 軽自動車税減免申請書 (様式第2号) ※押印は署名の場合は省略 可能		○	○	○	○	○	○
イ. 身体障害者手帳・戦傷病者 手帳・療育手帳・精神障害 者保健福祉手帳のいずれか		○	○	○	○	○	○
ウ. 自動車運転免許証		○	○	○	○	○	○
エ. 自動車検査証 (原動機付自転車の場合は 自賠償保険証の写し)		○	○	○	○	○	○
オ. 同一生計であることがわか る書類(健康保険証、源泉 徴収票等の写し) ※1				○			○
カ. 介護計画書兼誓約書 ※2			○	○	○	○	○

※1 健康保険証、源泉徴収票等が提出できない方は、生計同一申立書を提出してください。  
生計同一申立書を提出された場合は、介護計画書兼誓約書は必要ありません。

※2 上記用紙については、坂井市役所税務課、各支所に備え付けてあります。

## その他の減免

車いす移動車等（身体障がい者の方の使用のために構造が変更されている自動車）については一定の要件を満たす場合に、申請により軽自動車税を減免しています。

## 公益減免

### 要件

- ・公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人が所有する軽自動車を社会福祉事業の用に供する場合
- ・公益社団法人、公益財団法人が所有する軽自動車を市長が公益のため直接専用するものと認めるもの

### 申請に必要な書類

- ア．軽自動車税減免申請書
- イ．定款（写し可）
- ウ．自動車検査証の写し

## 構造減免

### 要件

身体障がい者用等に構造を改造した軽自動車等  
自動車検査証の用途欄に「特種」と記載され、かつ、車体の形状欄に「車いす移動車（身体障がい者輸送車）」または「入浴車」と記載されている軽自動車

### 申請に必要な書類

- ア．軽自動車税減免申請書
- イ．自動車検査証の写し

## お問い合わせ



名称	所在地	電話番号
坂井市役所 税務課	〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1	(0776) 50-3023